

白山市監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成30年3月29日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

第1 監査の種類

公の施設の指定管理受託者監査

第2 監査の対象

指定管理者 社会福祉法人 白山市社会福祉協議会
管理施設名 白山市福祉ふれあいセンター
所管課 健康福祉部 長寿介護課

第3 監査の範囲

平成28年度における公の施設の管理委託事務に係る出納その他の事務

第4 監査の期間

平成29年12月20日から平成30年1月10日まで

第5 監査の方法

公の施設の管理に係る出納その他の事務が、条例、規則及び協定書の内容に沿って、適切に行われているかに主眼をおき、現場視察を実施した後、福祉ふれあいセンター会議室において、社会福祉法人白山市社会福祉協議会の関係者及び健康福祉部長寿介護課から関係資料に基づき説明を求め、監査を実施した。

第6 監査の結果

公の施設の管理委託事務に係る出納その他事務について、関係帳票類の確認及び関係職員からの説明聴取等により監査したところ、おおむね適正と認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。